

やまなし F S C 認証材製品登録制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、F S C 森林管理認証を取得した山梨県有林から生産される木材(以下「県有林材」という。)を使用し、C o C 認証事業者により生産される山梨県有林 F S C 認証材製品(以下「認証材製品」という。)を登録し、展示会等における販売促進活動を通じて、認証材製品づくりに意欲的に取り組む事業者を支援するとともに、2020年東京五輪競技施設への県産 F S C 認証材の活用を核に認証材製品の認知度を向上し、県内外での県有林材の需要拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) F S C 森林管理認証

国際的な NGO である F S C (Forest Stewardship Council 森林管理協議会) が審査・発行する認証(以下「森林認証」という。)をいう。

(2) C o C (Chain of Custody) 認証事業者

森林認証を取得した森林から収穫された木材が、F S C 認証材製品になるまでの課程で確実な識別管理を行えると認められた事業者をいう。

(3) 認証材製品

次の2区分(以下「部門区分」という。)とする。

① 素材部門

建物の部材等に使用されるもの(構造用製材品、羽柄用製材品、造作・内装用製材品、その他製材品、集成材、L V L、合板、木質ボード、突板・シートなど)

② 製品部門

新たな加工を必要としない完成品

(製品登録の要件)

第3 登録製品は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 認証材製品であること

(2) 認証材の需要拡大やイメージ向上が期待される製品であること

(製品登録申請者の要件)

第4 本要領により認証材製品の登録を行おうとする者(以下「製品登録申請者」という。)は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 認証材製品の生産に必要な事業者(以下「製品生産者等」という。)の連携体制を構築できること。

(2) 製品生産者等に県有林材購入資格者※が含まれること

(3) 対象木材製品の生産実績があり、消費者に迅速かつ確実に認証材製品を供給できること

(4) 認証材製品を普及啓発するため県と連携、協力できること

(5) 認証材製品に使用した県有林材の取扱量を把握できること

※「森林整備」及び「その他不用品買入」を業種登録した山梨県物品等入札参加資格を有し、かつ C o C 認証事業者であること。

（製品登録申請）

第5 製品登録申請者は、知事に登録申請書（別紙様式1）を提出する。

（製品の登録）

第6 知事は、前項の登録申請書の提出があったときは、内容を審査し、適切と認められる場合は、認証材製品登録台帳（別紙様式2）に登録し、製品登録申請者にその旨を通知する。

（製品のPR）

第7 知事は、認証材製品登録台帳に登録した製品（以下「登録製品」という。）を県のHPに掲載するとともに、展示会等のブースを設置し、登録製品をPRする。

2 展示会等の開催場所、日時等は、別途製品登録事業者に通知する。通知を受けた製品登録事業者は、展示会等に参加するなど運営に協力するものとする。

3 知事は、出展する展示会の選定等のPRの手法を検討するにあたり、製品登録事業者の意見を聞くものとする。

（県有林材の供給）

第8 知事は、登録製品の生産に必要な県有林材の供給に努めるものとする。

（実績報告）

第9 製品登録事業者は、県有林材の取扱いに係る前年度の実績を、毎年5月末日までに、認証材取扱実績報告書（別紙様式3）により、知事に報告する。

（登録製品等の変更申請）

第10 製品登録事業者は、認証材製品登録台帳の記載内容に変更があった場合は、速やかに知事に変更申請書（別紙様式4）を提出する。

（登録製品等の内容変更）

第11 知事は、前項の変更申請書の提出があったときは、内容を審査し、適切と認められる場合は、認証材製品登録台帳（別紙様式2）を変更し、製品登録事業者にその旨を通知する。

（製品登録事業者の取消）

第12 知事は、製品登録事業者が次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

この場合、該当事業者に登録取消しを通知する。

（1）関係書類に虚偽の記載があった場合

（2）第4の責務を守らなかった場合

（3）製品登録事業者から登録取消しの申し出があった場合

（雑則）

第13 この要領に定めるもののほか必要なことは別途定める。

附則

この要領は、平成27年8月10日から施行する。

(様式1)

年 月 日

山梨県知事

殿

(申請者)

所在地

名称

代表者の職・氏名

山梨県有林F S C認証材製品登録申請書

やまなしF S C認証材製品登録制度実施要領に定める製品登録事業者の責務を果たし、認証材製品登録台帳の記載内容を県HPで公開することを承諾し、本要領第5の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 認証材製品

(1) 素材部門

整理番号	製品区分※1	商品名	主な用途	登録製品HPアドレス	その他の認証番号※2

(2) 製品部門

整理番号	製品区分※1	商品名	登録製品HPアドレス	その他の認証番号※2

※1：F S Cが定めるF S C製品コード表から該当製品名を記入する。

※2：J I S規格など既に登録されている規格名と認証番号

※3：登録製品のHPアドレスがない場合は、商品ごと規格、特徴等がわかる資料を添付すること

2 製品生産者等（申請者を含む。）

業態区分	企業、団体等名称	COC 認証事業者情報	
		認証番号	認証期限
県有林材購入資格者※			年 月 日
県有林材伐採者			年 月 日
製材・チップ等加工者			年 月 日
製品製造者			年 月 日
製品販売者			年 月 日
その他製品取扱者			年 月 日

※「森林整備」及び「その他不用品買入」を業種登録した山梨県物品等入札参加資格を有し、かつCOC認証事業者であること

注1：COC認証事業者でない者は、企業、団体等名称欄に所在地、代表者名を記入すること（申請者を除く。）

注2：製品生産者等が異なる場合は認証材製品ごと作成する。

3 製品登録業務に関する連絡先

(1) 担当者の所属、氏名

(2) 電話番号、FAX番号、電子メールアドレス

(様式3)

年 月 日

山梨県知事 殿

事業者の所在地
事業者の名称
代表者の職・氏名

県有林材取扱実績報告書

やまなしFSC認証材製品登録制度実施要領第9の規定に基づき、次のとおり報告します。

登録番号	商品名	樹種※1	県有林材 使用量※2 (m3)	認証材製品 生産量 () ※3	備考
計					

※1：スギ、ヒノキ、アカマツ、カマツ等とするが、特定できない場合は、針葉樹、広葉樹、針広混合と記入する。

※2：丸太材積とする。

※3：販売数量単位とし、() 内に単位を記入する。

(様式4)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

名称

代表者の職・氏名

山梨県有林F S C認証材製品登録内容変更申請書

やまなしF S C認証材製品登録制度実施要領第10の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 認証材製品の変更内容

2 製品生産者等（申請者を含む。）の変更内容

3 製品登録業務に関する連絡先の変更内容